



自動通話録音機で劇的効果！の巻

～特殊詐欺・悪質商法の被害を防ぐ～



この電話は振込詐欺などの 犯罪防止のため 通話内容が録音されます。

このままお待ち下さい...



見守りポイント

- ◎電話が鳴るとびくびくする、電話に出たくない様子が見受けられるなどのことがあれば、トラブルに巻き込まれている可能性があります。さりげなく、話を聞いてみましょう。
- ◎断っているのになかなか電話を切ることができない様子があれば、用事を頼むなどして電話を切りやすい状況を作ってあげましょう。
- ◎代わりに用件を聞くなど、1人で対応しているのではないことを分らせることも、有効です。

対処方法

- ◆断っている消費者に対し電話勧誘を続けること(再勧誘)は、法律で禁止されています。断るときは、きっぱり断りましょう。
- ◆例外もありますが、電話勧誘で商品等を購入してしまっても、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- ◆悪質な電話勧誘を防ぐ方法として、自動通話録音機を活用するのも有効です。ウソやまぎらわしい説明で勧誘する悪質業者であれば、電話をかけづらくなります。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
073-433-1551
平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
0739-24-0999
平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。